様式第１〔第６条〕（平10藏厚農水通算運令1・全改、平16財厚労農水経産国交令1・一部改正）

特定工場新設（変更）届出書（一般用）

年　月　日

　広　陵　町　長　殿

届出者　　氏名又は名称及び住所並びに法人

にあつてはその代表者の氏名

（担当者）　電話(　　　)( 　　　) 　　　　番

工場立地法第６条第１項（第７条第１項、第８条第１項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 特定工場の設置の場所 |
| ２ | 特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類） |  |
| ３ | 特定工場の敷地面積 | ㎡ |
| ４ | 特定工場の建築面積 | ㎡ |
| ５ | 特定工場における生産施設の面積 | 別紙１のとおり |
| ６ | 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置 | 別紙２のとおり |
| ７ | 工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置 | 別紙３のとおり |
| ８ | 隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用 | 別紙４のとおり |
| ９ | 特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日 | 造成工事等 |  |
| 施設の設置工事 |  |
| ※整理番号 |  | ※備　考 |  |
| ※受理年月日 |  |
| ※　審査結果 |  |

備考　１　※印の欄には、記載しないこと。

２　６欄から８欄について、規則第４条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第３条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。

３　法第６条第１項の規定による新設の届出の場合は、１欄から９欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は７欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は８欄を除く。）に記載すること。

４　法第７条第１項又は一部改正法附則第３条第１項の規定による変更の届出の場合は、１欄から９欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は７欄を、工業集合地特例の適用を受けようとしない場合は８欄を除く。）に記載するとともに、２欄から６欄まで及び８欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。

５　法第８条第１項の規定による変更の届出の場合は、１欄及び９欄に記載するとともに、２欄から６欄まで及び８欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

６　９欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。

７　届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格Ａ４とすること。

別紙１

特定工場における生産施設の面積

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 生産施設の名称 | 施設番号 | 面　積（㎡） | 増減面積（㎡） |
| 例）生産工場 | セー１ |  |  |
| 例）変電施設、ボイラー室 | セー２ |  |  |
|  |  |  |  |
| 生産施設の面積の合計 | 　㎡ |  |

備考　１　施設番号欄には、セ－１からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第８条第１項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。

２　法第７条第１項又は一部改正法附則第３条第１項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。

３　法第８条第１項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。

４　増減面積欄には、法７条第１項、第８条第１項又は一部改正法附則第３条第１項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。

５　生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

別紙２

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

１　緑地及び環境施設の面積

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 緑地（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の名称 | 施設番号 | 面積 （ ㎡ ） |
| 例）芝生地及び樹林地 | リー１ |  |
| 緑地面積（様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地を除く。）の合計 | ㎡ |
| 様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の名称 | 施設番号 | 面積 （ ㎡ ） |
| ※屋上等の緑地のこと |  |  |
| 様式第1又は第2備考2で区別することとされた緑地の面積の合計 | ㎡ |
| 緑 地 面 積 の 合 計 | ㎡ |
| 緑 地 以 外 の 環 境 施 設 の 名 称 | 施設番号 | 面積 （ ㎡ ） |
| 例）テニスコート | カー１ |  |
| 緑 地 以 外 の 環 境 施 設 の 面 積 の 合 計 | ㎡ |
| 環 境 施 設 の 面 積 の 合 計 | ㎡ |

２　環境施設の配置

|  |  |
| --- | --- |
| 敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設の番号 |  |
| 敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計 | ㎡ |
| 配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況などとの関係 | 例）工場の周囲は道路になっているため、敷地周辺に配慮した。 |

備考　１　緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。

２　その他は、別紙１の備考１から３まで及び５と同様とすること。この場合にお　いて、「セー１」とあるのは、緑地（様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地を除く。）にあっては「リ－１」と、様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地にあっては「ジー１」と、緑地以外の環境施設にあっては 「カ－１」と読み替えるものとする。

別紙３

工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び配置

|  |  |
| --- | --- |
| 工業団地の名称 |  |
| 工業団地の所在地 |  |
| 工業団地の面積 | ㎡ |
| 工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計 | ㎡ |
| 工業団地共通施設の面積の合計 | ㎡ |
|  | うち緑地（様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地を除く。） | 面積 | 　　　　　　　㎡ |  |
| うち様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地 | 面積 | 　　　　　　　㎡ |  |
| うち緑地以外の環境施設面積 | 面積 | 　　　　　　　㎡ | 種類 |  |
| その他の共通施設面積 | 面積 | 　　　　　　　㎡ | 種類 |  |
| その他の施設面積 | 面積 | 　　　　　　　㎡ | 種類 |  |
| 工業団地等の配置に関する概略図その他の説明 |  |

備考　１　その他の施設の面積の欄は、工業団地の面積から工業団地内の全工場又は全事業場の敷地面積の合計及び工業団地共通施設の面積の合計を減じた面積を記載すること。

別紙４

隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用

|  |  |
| --- | --- |
| 隣接緑地等の名称 |  |
| 隣接緑地等の所在地 |  |
| 隣接緑地等の面積の合計 | ㎡　 |
|  | うち緑地（様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地を除く。） | 面積 | ㎡ |  |
| うち様式第１又は第２備考２で区別することとされた緑地 | 面積 | ㎡ |  |
| うち緑地以外の環境施設 | 面積 | ㎡ | 種類 |  |
| 事業者の負担する総額 | 設置費用 | 円　 |
| 維持管理費用 | 円　 |
|  | うち届出者の負担費用 | 設置費用 | 円　 |
| 維持管理費用 | 円　 |
| 隣接緑地等の配置に関する概略図その他の説明 |  |

備考　１ 「事業者の負担する総額」の欄には、隣接緑地等の整備につき当該工業集合地に工場又は事業場を設置する事業者が負担する費用の総額について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。

２ 「うち届出者の負担費用」の欄には、隣接緑地等の整備につき届出者が負担する費用について、設置費用、維持管理費用（毎年の維持管理費用に協定等による維持管理期間を乗じた金額）のそれぞれを記載すること。